



台湾域外のインターネット・ウェブ サイト・アプリケーション関連事業 者向けの税務ガイド

台湾の税制度を理解しましょう

従来、台湾域内に恒久的施設 (Permanent Establishment, 以下 PE) を持たない外国企業は、台湾域内で営業税 (以下 VAT) 登録を行う必要も、営利事業所得税を納める必要もありませんでした。この PE の有無によって、違いが生じている不公平な徴税状況を改善するために、台湾の財政部は VAT および営利事業所得税の制度を見直しました。

背景

ここ数年、台湾は電子商取引市場において急速な発展を遂げており、台湾域外の電子商取引事業者はインターネット経由で台湾域内の居住者と取引しようと継続的に売り込みを図っています。これらの電子商取引事業者の多くは台湾域内に PE を持っていません。従来、台湾域内に PE を持たない外国企業は、台湾域内で VAT 登録を行う必要も、営利事業所得税を納める必要もありませんでした。PE の有無によって、違いが生じている不公平な徴税状況を改善するために、台湾の財政部は VAT および所得税の制度を見直しました。ホテル予約サイト、ライドシェアリングアプリケーション、オンラインゲームサイト、オンラインオークションサイト、その他ソーシャルメディアウェブサイトは全て、この法改正の影響を受けます。なお、インターネットを使って台湾域外から台湾の消費者向けに直接商品を販売するいわゆる越境 EC 取引業者は、この制度の対象外です。以下、概要を簡単に説明します。

VAT 登録 (BtoC 取引の場合)

2017 年 5 月 1 日より、台湾域内に固定の営業拠点を持たないが、インターネット経由で台湾域内の個人にサービスを提供する (BtoC) 台湾域外の電子商取引事業者は、台湾における年間売上高が 480,000 新台湾元 (日本円約 180 万円) を超える場合、VAT 登録をしなければならなくなりました。対象となる電子商取引事業者は、自らまたは税務手続き代理人により、VAT 登録をしなければなりません。VAT 登録を行うに当たって、台湾域外の電子商取引事業者は以下の情報が必要になります。

- 台湾域外の電子商取引事業者の名称
- 会社責任者の氏名
- 事業内容
- 連絡先
- 税務手続き代理人の情報
- 銀行取引の詳細
- 母国の会社登記簿謄本
- 税務代理権限証書

この法改正は、国際的な潮流でもあり、台湾で取引を行う台湾域外の電子商取引事業者の一部が税金を納めていないという制度の抜け穴を埋めることが期待されています。台湾の立法院は、この法改正により、歳入が増え、また台湾域内においてさらなる雇用が創出されると考えています。

台湾の營業税法第 45 条によると、VAT 登録を怠った場合の罰金は、3,000 新台湾元から 30,000 新台湾元です。違反の通知を受けたにもかかわらず、外国企業が対応しなかった場合には、追加罰金を科される可能性があります。

VAT 登録後の統一發票（別名 GUI）の発行

2019 年 1 月 1 日より、固定の營業拠点を持たない台湾域外の電子商取引事業者は、クラウドベースの電子統一發票を消費者に発行する必要があります。この要求に対応するには、次のいずれかを選択することができます。

- 1) 台湾の税務当局のサーバと直接接続するためのシステムを設計する。
- 2) 台湾域内の指定されたデータ処理プロバイダー経由で、台湾の税務当局のサーバにデータを転送する。
- 3) 会計事務所にデータを転送し、その後、会計事務所はデータを台湾域内の指定されたデータ処理プロバイダーに送る。

どの方法を選ぶべきかお悩みの際には、当事務所の税務チームのメンバーにお気軽にご相談ください。

VAT 登録後の VAT 申告

VAT 登録を行った台湾域外の電子商取引事業者は、2 カ月に一度、各申告期間が終了してから 15 日以内に VAT 申告をしなければなりません。VAT 申告期間は、通常は 2 カ月間です。オンライン送金によって、VAT を税務当局の銀行口座に納めることができます。

VAT 登録（BtoB 取引の場合）

BtoB 電子商取引においては、台湾域外の電子商取引事業者が台湾域内に PE を有していない場合、台湾域内で VAT 登録をする必要はありません。

所得税関連事項（BtoC 取引の場合）

財政部の告示によると、VAT 登録を行った台湾域外の電子商取引事業者は台湾の営利事業所得税も同様に納める義務があります。台湾域外の電子商取引事業者は、みなし利益計算式により税務申告を行うことが認められています。みなし利益計算式は以下に示す通りです。

売上高 × みなし利益率 × 貢献度 × 営利事業所得税率（20%）＝ 税額

貢献度は以下の事項によって異なります。

– 全てのサービス／処理フローが台湾域内で提供および利用される場合には、貢献度は100%と見なされます。

– 十分な証憑書類が提出されて、台湾域内における貢献割合を明確に区分することが可能な場合には、貢献度は実際の業績に基づいて決定されます。必要な証憑書類には、監査済み財務諸表、移転価格調査報告書、作業計画、およびその他の関連資料が含まれます。

– 上記のいずれにも該当しない場合には、貢献度は50%と見なされます。

利益率は以下の事項によって異なります。

– 十分な証憑書類が提出されて、台湾域内の利益の割合を明確に区分することが可能な場合には、台湾の利益の割合は実際の業績に基づいて決定されます。必要な証憑書類には、関連する証憑伝票を伴う会計帳簿が含まれます。

– 実際のデータを提出できない場合には、税務当局は公表された業界の水準に基づいて、みなし利益率を適用します。プラットフォームサービスプロバイダのみなし利益率は30%です。

– 上記のいずれにも該当しない場合には、利益率は30%と見なされます。

所得税関連事項（BtoB 取引の場合）

台湾域内に PE を持たない電子商取引事業者は、台湾の税務当局に事前確認を申請し、みなし利益率および貢献度に関して事前合意を所得することができます。台湾の税務当局は 2018 年 5 月に Facebook と事前確認を行い、みなし利益率を

30%に、また貢献度を 100%に設定しました。事前確認に基づき、台湾域内の企業は、30% × 20% = 6%の源泉所得税を Facebook に対する支払いから控除するだけでよいのです。

この法改正は、皆様にとって重要です。グラント・ソントン台湾の税務チームは、クライアントの皆様が関連法規を遵守しつつ税負担を減らせる機会を計画的に獲得するお手伝いをいたします。この法改正に関する疑問がある場合、またはお困りの場合には、当事務所にお気軽にご相談ください。

ご意見または更なる情報については弊社事務所のジャパンデスクまでご連絡ください。

Norio Yokoyama (横山憲夫)
ジャパンデスク代表
T +886 2 2789 0887 内線 102
E norio.yokoyama@tw.gt.com

Jessica Wu (吳怡靜)
ジャパンデスク
T +886 2 2789 0887 内線 102
E jessica.wu@tw.gt.com

グラント・ソントン・インターナショナルの台湾のメンバーです。

このシートは要約形式で発行されたものであり、したがってグラント・ソントンとのさらなる協議なしに、ここに含まれている情報に影響を受けたとするいかなる者への損失責任は負わないものとします。

© グラント・ソントン 2020.無断複写・転載を禁じます。